

令和7年9月16日時点

インフルエンサー活用による和歌山県の魅力発信業務委託プロポーザルに係る
質問及び回答

質問 1

和歌山県として現時点で認識している観光課題があれば、ご教示ください。

回答 1

観光課題にも様々な分野や種類があるため、ひとまとめに回答することは難しいですが、今回のプロポーザルに関係する「情報発信」の分野でいうと、「ターゲットごとの有益な情報発信方法や媒体、時期を知ること」がひとつではあります。

質問 2

特に重点的に発信したい和歌山県の魅力やテーマがあれば、具体的にお知らせください。

回答 2

和歌山県観光の魅力やテーマについては、下記の公式観光サイトをご参照のうえお考えいただき、プロポーザルの提案に活かしていただけると幸いです。

<https://www.wakayama-kanko.or.jp/>

質問 3

昨年度のインフルエンサー招聘事業に関して、起用数及び各インフルエンサーの起用時点でのフォロワー数が分かればご教示ください。

回答 3

昨年度の招聘インフルエンサーの条件としては、招聘数4名以上でフォロワー数7万以上でした。

実際の起用数は4名で、提案時のフォロワー数は、19万5千、15万1千、7万9千、23万5千でした。

質問 4

各インフルエンサーの体験に基づき、県公式観光サイトの特集ページを作成・納品する際、納品ファイル形式の指定はありますか。

回答 4

特集ページの作成・納品については、最終的には、サイト専用の CMS(ウェブサイト登録用システム)で登録・入力いただくこととなります。(受託者にはその使用権限を付与します)

ただし、校正段階においては、ワードやグーグルドキュメントなどでのやり取りが望ましいです。なお、写真については、CMS では JPEG や PNG が対応可能となっています。

質問 5

県公式観光サイト特集ページ作成にあたり、各ページにつき写真30枚以上の使用と仕様書に記載がありますが、仕様書「4 (2) ② viii」にある SNS 投稿で使した写真を併用しても問題ありませんか。

回答 5

問題ありません。

質問 6

県公式観光サイト特集ページに使用する写真について、「撮り下ろしが難しい場合は施設提供等も可」とありますが、使用許諾の取得にあたっては、発注者様(和歌山県観光連盟)に協力いただけますか。

回答 6

原則、協力はしません。受託者またはインフルエンサーが使用許諾を得てください。

質問 7

1名のインフルエンサーで Instagram と YouTube の合計フォロワー数が10万人では、審査基準を満たさないとして減点対象になりますか。

回答 7

仕様書の意図するところは、「1名の Instagram 又は YouTube のいずれかのフォロワー数が10万人」です。しかし、どうしても適任者がいない場合は、1名のインフルエンサーの Instagram と YouTube のフォロワー合計数が10万でも可とします。

ただし、他社との比較において不利となることを申し添えます。

質問 8

YouTube と Instagram ではフォロワー数10万人クラスのタイアップ予算が異

なるため、5組均等な予算配分にはなりません。そこで、効果的な情報発信のために、全体として、テーマや予算に強弱、重点、メリハリをつけた提案として問題ありませんか。

回答 8

仕様書「4（2）」に記載している「①テーマ及び内容」、また、「②その他」を満たしていれば問題ありませんが、例えば、「1名のインフルエンサーが1カ所のみ訪問して1回のみ投稿」というのは条件を満たさないので不可です。

質問 9

仕様書「4（2）② i」に「各テーマにつき1名以上のインフルエンサーを招聘すること」とありますが、その場合、1テーマあたりのフォロワー数10万人以上として、複数のインフルエンサーを組み合わせても問題ありませんか。

回答 9

「質問7」に対する「回答7」に記載のとおり、仕様書の意図するところは、「1名のフォロワー数が10万人」です。しかし、どうしても適任者がいない場合は複数名のフォロワー合計数が10万人も可とします。

ただし、全員が和歌山県に来てそれぞれが体験することが条件となります。同じ写真やテキストを複数人が使い回すことは不可となります。

なお、各インフルエンサーの来県については、事務局が現場確認を行います。

質問 10

仕様書「4（2）①」の「4 歴史好き、御朱印好きに！熊野御幸ゆかりの御朱印巡り」について、実際にインフルエンサーに体験してもらうとの説明がありましたが、11 社寺すべて巡る必要はありますか。

回答 10

すべて巡る必要はありませんが、和歌山県内の社寺 1 カ所を含む県内で 3 カ所を必須とします。

質問 11

仕様書には実施時期の記載がありませんが、受託者の提案でよろしいでしょうか。

回答 11

委託期間内にすべての業務が終了するように、実施時期も含めご提案ください。ただし、取材及び投稿日等については、受託後、当観光連盟と協議の上決定しま

す。

質問 12

仕様書「4 (3)」の県公式観光サイト掲載記事作成について、ページ(記事)5本の納品形態に関しては、テンプレートにテキストと写真のみを流し込むイメージを想定していますが、相違ないでしょうか。(サイトのページ制作が必要でしょうか)

回答 12

「質問4」に対する「回答4」のとおりです。(専用 CMS に登録・入力いただくとサイトのページが自ずとできあがります。)

質問 13

実施要領「7 (1) ⑤」の提出書類のうち「利益処分計算書又はこれに準ずる書類(直近1年分)」について、これに準ずる書類に「キャッシュフロー計算書」は含まれますか。

回答 13

含まれません。会社法の改正により、従来の「利益処分計算書」が廃止され、現在は「株主資本等変動計算書」に変わったとのことなので、これをご提出ください。

質問 14

二次審査のプレゼンは2名までとのことですが、委託先会社の担当者が参加することは可能でしょうか。

回答 14

ご質問の「委託先会社の担当者」とは、受託者が再委託するという認識での回答ですが、参加は可となります。

原則として再委託は禁止ですが、委託契約締結時にあらかじめ当観光連盟の承諾を得た場合は可となりますので、委託契約前にご相談ください。